

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度小型貨客自動車（下関 500 て 839）整備

2. 業務概要

本業務は、下関港湾空港技術調査事務所にて管理している小型貨客自動車の整備を行うものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日までとする。

4. 業務内容

区 分	単 位	数 量	摘 要
小型貨客自動車（下関 500 て 839）整備			
夏タイヤ取外し	式	1	
スタッドレスタイヤ装着	式	1	※ホイールあり

5. 受渡場所

受注者工場にて受渡し

6. 検 査

本仕様書のとおり実施された事の確認をもって検査とする。

7. 支払条件

検査を終了した後、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法にて支払う。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9. そ の 他

- (1) タイヤの交換日は天候を考慮して決定するため、当局職員と事前協議するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。
- (3) 本業務において知り得た事項を、当局の許可なしに流用してはならない。
- (4) 請負代金は給付の確認を行った後、一括して請求するものとする。